

徳島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 47 例目）  
に係る野鳥監視重点区域の解除について

<徳島県同時発表>

令和3年3月15日（月）

徳島県<sup>みま</sup>美馬市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内 47 例目）を受け、2月9日（火）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、3月12日（金）24時に当該区域を解除しました。

1. 経緯

- 2月 8日(月) ・徳島県が、死亡鶏が増加した旨の通報を受け、当該農場への立入検査を実施
- ・当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性
- 2月 9日(火) ・当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
- ・発生農場の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 2月10日(水) ・防疫措置完了
- 2月10日(水) ・徳島県が野鳥緊急調査を実施<sup>※1</sup>
- ～14日(日)
- 3月12日(金) ・野鳥において異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除<sup>※2</sup>
- 24時

※1 2月11日に徳島県美馬郡つるぎ町で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内46例目）があったことから、家きん国内47例目となる本件に基づく野鳥監視重点区域を含めて2月14日まで野鳥緊急調査を実施しました。

※2 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として30日目の24時に解除することとしています。

－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする

－家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする

－環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

2. 対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、引き続き最高レベルとなる「対応レベル3」とし、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省は、ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
直通 03-5521-8285  
代表 03-3581-3351  
室長 川越 久史（内線 6470）  
企画官 立田 理一郎（内線 6465）  
係長 福田 真（内線 6670）  
担当 近藤 千尋（内線 6676）